

民主主義国家では、国民を代表する議会在定めた法律によつてのみ税金が課されることになっています。これを「租税法律主義」といいます。我が国の憲法では、第84条で、

「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」

との規定を設けています。この規定は、私たちが納める税金は、私たち国民を代表する議会在定めた法律によつてのみ課され、私たちは法律によらない課税を受けることはないという権利を保障したものです。

また、第30条で、

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」

との規定を設けています。これが、いわゆる「納税の義務」の規定で、勤労の義務、教育の義務とともに、国民の三大義務と呼ばれています。

したがって、私たち国民は、全て、法律で定められた税額を納める義務を負っていると同時に、法律で定められた税額を上回っては課税されないという権利を持っています。